

中監第31号

令和4年2月16日

中種子町長 田渕川 寿広 殿
中種子町議会議長 徳永 留夫 殿

中種子町監査委員 利水 幸光
中種子町監査委員 池山 喜一郎

令和3年度財政援助団体監査結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体に関する監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別紙のとおり報告します。

令和 3 年度

財政援助団体監査
報告書

中種子町監査委員

令和3年度 財政援助団体監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査

2 監査の対象及び範囲

令和2年度に町が各種団体に対し、補助及び交付金・負担金として財政援助（補助）を行った団体等。

3 監査団体

（1）書類審査 2 補助団体

（2）抽出による審査（団体に対する補助金額）

ア 中種子町商工会街路灯管理組合

中種子町商工会街路灯運営補助金（補助金額350,000円）

イ 中種子町無形民俗文化財保存連絡協議会

無形民俗文化財指定団体活動補助金（補助金額90,000円）

4 監査実施日及び場所

実施日 令和4年1月21日（金） 午前9時00分～午前11時50分

場 所 中種子町役場 監査委員室

5 監査の方法

財政援助団体等において、補助金等に係る事業が、その目的に沿って適切が行われているかを検証するとともに、必要に応じて団体を所管する課等の指導状況について監査を実施した。

（1）補助金等の申請が適切に行われているか。

ア 補助金交付申請書の申請金額と実績報告書の金額、金融機関の支払記録は一致しているか。

イ 補助金交付申請書及び受領の適切性・適時性、提出書類の網羅性・

正確性はあるか。

ウ 事業内容は、事業計画や補助金交付条件に準拠したものとなっているか。

(2) 補助金の経理が適切になされているか。

ア 補助金に関する帳票の整備及び記帳状況は適切か。

イ 証ひょう書類等の整備及び保存状況は適切か。

(伝票及び証拠書類等)

(3) 補助金の使用実態が適切に報告されているか。

ア 実績報告書と補助対象事業の実施事業と整合しているか。

イ 補助金の実績報告は適正か。

ウ 実績報告書の記載内容は適切か。

(4) 補助金は適切に交付されているか。

ア 補助金の交付決定は適切になされているか。

イ 補助金の交付目的、交付条件及び補助対象事業内容は妥当か。

ウ 補助金に関する補助金等の交付基準に準拠し、公益上の必要性はあるか。

(5) 補助金の有効性が失われていないか。

ア 補助金は有効か、また、その有効性を検証しているか。

(補助金等検討委員会答申準拠)

6 監査の結果

監査を行った結果、補助金はおおむね交付目的どおり執行されており、また、事務処理についても適正に処理されているものと認められた。

次のとおり一部に検討又は改善を要する事項も認められたので、内容等については、十分把握し、それぞれ必要な措置を講じた上で、今後の事務処理については万全を期されたい。また、意見を付した事項については、今後の事務執行の参考となることを望むものである。

なお、検討又は改善を要する事項については必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

[書類審査及び抽出団体統一指摘事項]

- 1 援助団体を指導する立場として、公益性の審査を十分行なうとともに、事業内容の把握・運営体制のチェック機能が必要であり、経理・運営方法を含め定期的に的確な指導を行われたい。
- 2 全ての町単独補助金について、それぞれの事業が補助の交付を受けなければ実施できないものかどうかを隨時検証すべきであり、同時に、補助金に頼らず自立していくことを検討すべきである。
- 3 慣習的な補助金等や自助努力の見えない団体については、自立を促すためにも費用対効果など補助効果を確認の上、適宜見直しをされたい。
- 4 補助内容や団体等の運営状況・決算内容について、町民への説明が必要である。情報公開条例に基づく説明責任も踏まえ、補助の交付を受けた団体等が事業内容を町民に説明することも必要であることを念頭に置かれたい。
- 5 個別の監査結果については、次のとおりである。

(1) 中種子町商工会街路灯管理組合

ア 事業名 中種子町商工会街路灯管理運営補助金

イ 補助金額 350,000円（事業費 1,812,162円）

ウ 所管課 企画課（商工観光係）

エ 活動目的及び事業等

平成5年3月に現在の街路灯172基を設置し、商店街や生活道路の明かりを照らし、交通事故・犯罪の抑止等、町民の安心・安全なまちづくりに寄与している。

しかし、新設から27年が経過し、台風などによる街路灯の修繕費をはじめ保険料の増額及び管理料収入の減少と厳しい運営状況の中、街路灯の管理運営を行っている。

オ 監査の結果

事務処理については、計数に誤りはなく適正に処理されており、補助の目的に沿って活用されていることを確認した。

今後、街路灯の維持管理については、ますます厳しくなることが予

測される。事業主の意向等を踏まえ、現在の街路灯は撤去し新しく設置するなど、抜本的な対策が必要と考える。商店街の活性化も含めて町当局と検討していくことが望まれる。

(2) 中種子町無形民俗文化財保存協議会

- ア 事 業 名 無形民俗文化財指定団体活動補助金
- イ 補 助 金 額 90,000円（事業費 2,510円）
- ウ 所 管 課 社会教育課（文化係）
- エ 活 動 目 的 及 び 事 業 等
町内の民俗芸能保存団体として、県・町指定となっている無形民俗文化財に対して、維持継承を図ることを目的とする。
指定を受けている組織としては、県指定の町山崎「源太郎踊り」があるが、町政施行70周年以降活動は無い。また、三浜郷土芸能保存会、下田集落が農林漁業祭や小学校の生徒へ踊りの指導や敬老会等で披露をしている。

オ 監査の結果

令和2年度は、新型コロナウイルスの発生により活動の見通しが立たなくなつたため、受け入れた補助金は次年度に繰り越して、次年度と合算して先進地の視察研修を計画したようである。

交付要綱では、活動等ができず支出が無ければ原則返納処理となつてゐるので、今後は適正な処理をお願いする。

また、郷土芸能の保存団体の活動が記録された書類が確認できなかつたので、補助金交付に係る審査については根拠に基づき実施されるよう改善を求める。

郷土芸能の伝承については、大変難しい活動であると認識している。今後も協議会を中心に保存団体と連携し、伝承活動がさらに活発になることを期待する。